

福祉施設の防災対策について

日常の安全点検について

平成25年2月20日

長崎市建設局建築部建築指導課

廊下等の避難経路

火災時の避難においては、廊下、通路の確保が重要です。
2方向への避難経路を考えておくことが必要です。

可燃物は放置されていないか。
適・否

避難に障害となる物が置かれていないか。

適・否

避難バルコニーに避難の障害となる物が置かれていないか。
適・否



可燃物は放置されていないか。

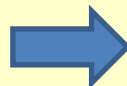
否の
場合



避難経路にある可燃物が燃えると、炎・煙などにより逃げることができなくなるだけでなく、火災が拡大し、被害が大きくなります。

避難に障害となる物が置かれていないか。

否の
場合



特に停電した場合や、多数の人が同時に避難する場合など円滑な避難ができなくなります。

避難バルコニーに避難の障害となる物が置かれていないか。

否の
場合



廊下等から避難できない場合、バルコニーも重要な避難の経路となります。また、消防隊の消火、救助活動の障害にもなります。

階 段

階段は、いざという時に避難する大切なところです。普段使用していない階段も、安全に避難できるように維持管理が必要です。

可燃物は放置されていないか。

適・否

避難に障害となる物が置かれていないか。

適・否

屋外階段の耐久性は十分か。
腐食はないか。

適・否



可燃物は放置されていないか。

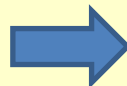
否の
場合



避難経路にある可燃物が燃えると、炎・煙などにより逃げることができなくなるだけでなく、火災が拡大し、被害が大きくなります。

避難に障害となる物が置かれていないか。

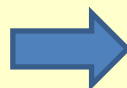
否の
場合



特に停電した場合や、多数の人が同時に避難する場合など円滑な避難ができなくなります。

屋外階段の耐久性は十分か。
腐食はないか

否の
場合



緊急時の避難の際には、多数の人が同時に階段を使用するため、通常に比べ著しく大きい荷重がかかります。

このため、屋外の鉄骨階段等日頃から腐食等がないか点検しておく必要があります。

防火戸

階段に面する扉は、避難するための階段を炎や煙から守ると共に、上階への煙の拡散を防ぐ役割があります。

吹き抜け、階段、エスカレーター等の開口部は、防火戸等で区画されているか。

適・否

開閉、避難に障害となる物が置かれていないか。

適・否

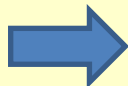
円滑に閉鎖できるか。

適・否



吹き抜け、階段、エスカレーター等の開口部は、防火戸等で区画されているか。

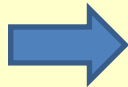
否の場合



防火戸の中には、通常は壁に収納されており、火災を感知して自動的に閉鎖するものもあります。適正な区画がされていない場合、火災が拡大しやすくなり、人的にも物的にも被害が大きくなります。

開閉、避難に障害となる物が置かれていないか。

否の場合



障害物があると、本来閉鎖すべき区画がつながったままになり、炎・煙が拡大し被害が大きくなります。また、上階から階段を下りてきた人が避難する際にも支障となります。

円滑に閉鎖できるか。

否の場合



防火戸の中には、火災を感知して自動的に閉鎖するものもあります。定期的な保守点検を心がけましょう。

内装制限

火災の拡大を防ぎ、避難と消防活動を促進するため、壁や天井などの内装仕上げを燃えないものなどにすることが必要です。

室内の内装が可燃材に変更されていないか。

適・否

否の
場合



内装仕上げが燃えやすくと、火災が拡大しやすくなります。内装を変更する際には、不燃材等を使用するようにしましょう。

排煙窓

火災により発生した煙やガスを、建物内で拡散することを防ぎ、速やかに屋外へ排出するため排煙窓や排煙設備の設置が必要です。

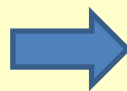
壁や物品等でふさがれていないか。 適・否

開閉操作は容易に行えるか。 適・否



壁や物品等でふさがれていないか。

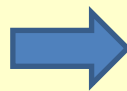
否の
場合



排煙窓がふさがれていると、煙やガスが室内や廊下、階段等に充満し、避難する人が中毒や窒息をおこしてしまうため、大変危険です。

開閉操作は容易に行えるか。

否の
場合



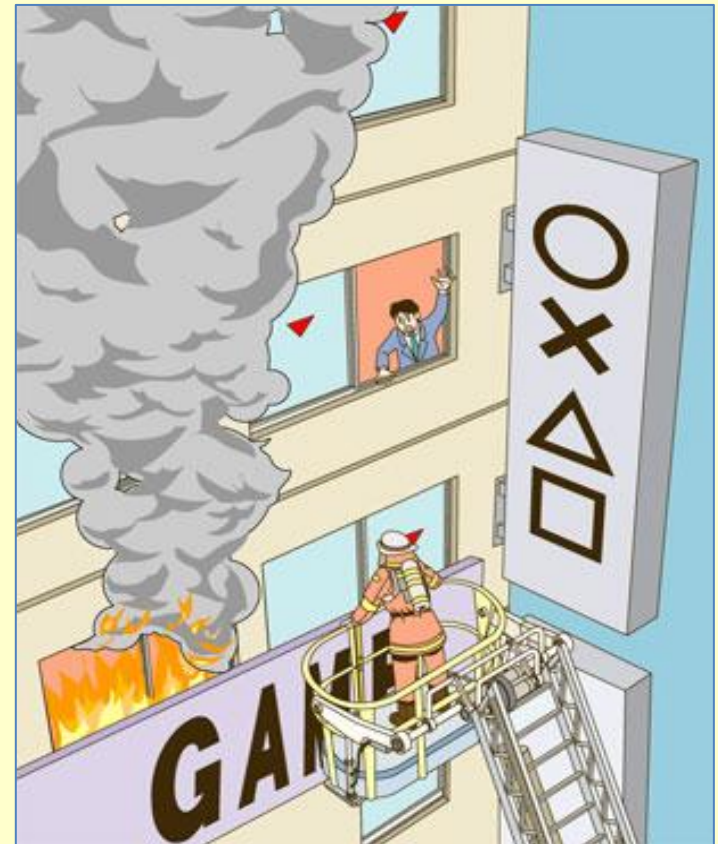
排煙装置には、通常、開閉するための操作装置が付いています。場所を確認し、障害物などで隠れないようにしましょう。

非常用の進入口

3階建て以上の階には、火災時に消防隊が進入し消火、救助活動が行えるよう道路等に面して進入口等の設置が必要です。

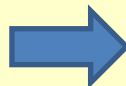
壁や物品等でふさがれていないか。

適・否



壁や物品等でふさがれていないか。

否の
場合



非常用の進入口がふさがれていると、消防隊による消火、救助活動ができなくなり、人的にも物的にも被害が大きくなります。

非常用の照明装置・消防設備等

火災の際、停電になっても早急に避難できるようにするため、非常用の照明装置の設置が必要です。消防法に基づく緑色の誘導灯などもあります。

バッテリーや電球は切れていないか。（ひもを引いて照明がつくか。）

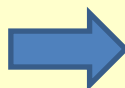
適・否

消防設備（消火器・火災報知器など）は保守点検されているか。 適・否



バッテリーや電球は切れていないか。
(ひもを引いて照明がつくか。)

否の
場合



停電の際に、脱出のための出口
や避難経路上の障害物が確認で
きないため、円滑な避難ができ
なくなってしまう。
定期的な保守点検を心がけま
しょう。

消防設備（消火器・火災報知器
など）は保守点検されているか。

否の
場合



火災を早期に発見し、有効な初
期消火を行うことができなくな
るため、本来ボヤ程度ですんだ
ものが、大きな火災になりかね
ません。
定期的な保守点検を心がけま
しょう。

外壁や広告看板

外装材や看板等は、年数が経過すると劣化し、落下するおそれがあります。
また災害時には、落下物が避難の妨げになることもあります。

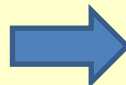
外壁・看板等にひび割れ、はがれ、さび等はないか。

適・否



外壁・看板等にひび割れ、はがれ、さび等はないか。

否の
場合



火災の際だけでなく、日常的に、また特に地震の際には、外壁タイルや看板が落下し、直下の人々や車両などに被害を及ぼす場合があります。
また、落下物が消防車等の緊急車両の通行の妨げになり、円滑な消火、救助活動ができなくなるおそれがあります。